

## 会 議 録

- 会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会（第7回）
- 開催日時 平成17年8月19日（金）午後2時00分から午後4時02分まで
- 開催場所 保谷庁舎 スポーツセンター会議室
- 出席者 【出席委員】（座長）八木澤 俊孝、（副座長）宮沢 春好、兵藤 紫  
都子、北爪 みどり、川合 真理子、藤平 洋子、足立  
善朗、高野 富、細井 邦夫、大野 雅生、蚊野 秀明、  
清水 静雄、屋宮 茂穂、吉田 勉、伊藤 伊都子  
【欠席委員】秋本 篤哉、稲津 明、小坂 和弘  
【事務局】（学校教育部長）村野 正男、（学務課長）富田 和明、  
（指導課長）大町 洋、（教育相談課長）長澤 和子、  
（学務係長）久保 鷹夫、（学務係）田島 康介

- 議 題 1．特別支援教育について  
2．通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について  
3．その他

### 会議資料の名称

- 1 理解啓発資料『正しい理解と適切な支援を必要とする児童・生徒がいます』  
東京都教育委員会（平成16年3月）
- 2 理解啓発資料『一人一人のニーズに応じた教育の展開を目指して～特別支援教育～』  
青梅市教育委員会（平成16年5月）
- 3 東京都特別支援教育推進計画の体系図
- 4 東京都教育委員会による特別支援教育体制・副籍モデル事業
- 5 西東京市における特別支援教育への取組みについて
- 6 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について
- 7 就学手続きの流れ

記録方法 全文記録

## 会 議 内 容

### 発言者名

学務課長：

それでは、第7回西東京市障害児教育検討懇談会をただいまからスタートさせていただきますが、案件に入る前に、事務局の方から新たに入られた委員の御紹介を申し上げて、案件の方に入らせていただきたいと思います。

今回は、4月の段階で異動等がございまして、委員のメンバーが3名おかわりいただいております。これから紹介を申し上げます、小坂委員、伊藤委員、蚊野委員でございます。

最初に紹介を申し上げました小坂委員は、現在指導主事でいらっしゃいますが、きょうは菅平の少年自然の家の方へ公務で出張されておまして欠席されております。

次に、蚊野校長先生、恐縮ですがごあいさつをお願いいたします。

委員：

蚊野でございます。昨年までの2年間、田無第一中学校で教頭をさせていただいておりました。ことしから保谷中学校の校長に着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

学務課長：

ありがとうございました。

続きまして、就学相談員でいらっしゃる伊藤先生、よろしくお願いいたします。

委員：

伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

本市で就学相談員をしております。現在5年目を迎えております。よろしくお願いいたします。

学務課長：

ありがとうございました。

それでは、事務局といたしましては、ここから座長の方にバトンタッチをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

座長：

お暑うございますが、第7回西東京市障害児教育検討懇談会を始めたいと思っております。

## 資料確認

座長：

最初に、特別支援教育等について、昨年の成果及びまとめ、それから前回から見ますと多少時間がたっておりますので、その間の御事情等のお話をいただければと思います。

学務課長：

それでは説明を申し上げますが、その前に大変恐縮ですがお手元の資料の確認をさせていただきます。

次第の一番下に【配布資料】とございます。これに沿って確認させていただきます。

1番でございます。ピンク色の「理解啓発資料『正しい理解と適切な支援を必要とする児童・生徒がいます』東京都教育委員会（平成16年5月）」、ございますでしょうか。

2番でございます。こちらにつきましては、「理解啓発資料『一人一人のニーズに応じた教育の展開を目指して～特別支援教育～』青梅市教育委員会（平成16年5月）」、青梅市の例を参考にさせていただいております。

3番でございます。こちらはちょっと細かい字で恐縮ですが、「東京都特別支援教育推進計画の体系図」でございます。後ほど説明を申し上げますが、マーカーをしているところが該当するところでございます。

4番でございます。「東京都教育委員会による特別支援教育体制・副籍モデル事業」でございます。

5番でございます。「西東京市における特別支援教育への取組みについて」でございます。

ここまでが議題1.「特別支援教育について」の資料でございます。

6番でございます。「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について」でございます。

最後の7番でございます。「就学手続きの流れ」でございます。この6と7が議題2.「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について」の資料でございます。都合7種類の資料でございますが、よろしいでしょうか。

## 1．特別支援教育について

学務課長：

それでは、1．「特別支援教育について」、資料に沿って説明を申し上げたいと思います。

概要につきましては、今座長の方からお話がありましたように、国、都の計画、中間報告も含めまして昨年末に出しましたが、その後まとまったものは出ておらないという形の中で、そうはいいまして、各市モデル事業ということで幾つかの事業を立ててございます。そういう説明と同時に、当市におきましてモデル事業には沿ってはおりませんが、既にその計画に基づいて進めている事業もございまして、それも兼ね合わせまして説明を申し上げます。

導入部分といたしましては、釈迦に説法で恐縮ですが、そもそもの特別支援教育なるものをもう一度説明をさせていただきながら、先ほど申し上げましたように現在の進捗状況等に入ってまいりたいと思っております。

それでは、まずピンク色の資料No. 1をごらんいただきたいと思います。

お手元の資料が、いわゆる東京都教育委員会が一般的に出している資料でございます。一番簡単でわかりやすいとでも言いましょうか、そちらが特別支援教育のまずスタートに当たる説明になります。

お手元の資料を開いていただきたいと思います。

左の方に「ノーマライゼーションの進展」と同時に、その下に「特別な教育的支援が必要な子どもたちがいます」という項目がございます。丸が二つございまして、その右側でございます。

小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒が4.4%という数字がございます。この4.4%の数字を一つの根拠といたしまして特別支援教育を考えてございます。この4.4%というのは、平成15年7月から9月までに東京都が行った調査による数字でございます。こちらについては、東京都全域1,995校、2,000校近くあるのですが、そちらに対してすべて文書で調査をいたしまして、その数字が4.4%ということになってございます。

ですので、その4.4%、下の注釈を見ていただきたいと思います。注1)、注2)とございますが、注1)では、LD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒が含まれますということになってございます。

注2)でございます。都の調査によれば小・中学校の通常学級には、「知的に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒」が4.4%在籍していることがわかりましたということが、先ほど申し上げましたように平成15年7月から9月までの調査ですので、この4.4%の根拠をもって特別支援教育を基本的に考えると。

ただ、この数値については、その前の段階で平成14年2月から3月に国が行っております。国のときには、6.3%ということで若干の乖離がございますが、都の段階では4.4%、国の段階では6.3%という数字がその調査の段階では見えてございます。ただ、国の6.3%というのは370校、要はベースといたしまして、先ほど申し上げたように都は2,000校近くですが、国は370校ということで、その辺の生徒の差異はあるのかなと考えてございます。

それでは、今度は右側をごらんいただきたいと思います。

そこに、小学校、中学校、通常の学級、特別支援教室というのがございます。詳しくは、資料No.2をごらんいただきたいと思います。こちらで説明いたします。

先ほど申し上げましたように、既に御承知かとは思いますが、再度説明を申し上げます。

資料No.2の下でございます。現行の体制、盲・ろう・養護学校、心身障害学級(固定)、心身障害学級(通級)、小・中学校(通常の学級)というのが左にございまして、それが右の体制に移っていくと、特別支援学校、特別支援教室、小・中学校(通常の学級)。要は、この形が特別支援教育の形態と基本的に考えてございます。

2枚目をごらんいただきたいと思います。

「特別支援教室とは何ですか」という問いの中で、「特別支援教室とは、特別な教育ニーズのある児童・生徒のために、心身障害学級に代わり、小・中学校に設置する教室です」とございます。

そして、下をごらんいただきますと、(A)(B)(C)という形で特別支援教室が位置づけられております。さらに、特別支援教室とは別な形で、斜め下に特別支援学校という形になっております。要は、特別支援教室と特別支援学校という形になってくるということでございます。

そして、右側をごらんいただきますと、「固定的に設置された教員が、週の相当時間、専門的な指導を行う拠点的な特別支援教室」というのが(A)になります。それから、「専門的な施設・設備を備え」等が(B)になります。そして、「担当の教員が、週の必要な時間巡回指導を行う特別支援教室」というのが(C)ということになってござい

ます。

また、ピンク色の資料No. 1にお戻りいただきたいと思います。

一番裏でございます。用語の解説というのがございます。その中ほどに、特別支援教室というのがございます。この文言を読んでみます。「特別支援教室とは、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し」云々、その下の括弧書きのところでございます。「文部科学省 平成15年：今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」ということでございます。

ですので、先ほど申し上げた特別支援教室（A）（B）（C）につきましては、その上でございますが、「都においては、東京都心身障害教育改善検討委員会最終報告の中で、次の3つのタイプを例示している」ということで、あくまでもまだ例示でございます。

そして、このところでもとまった報告は出ていないわけですが、国の方では中央教育審議会というところで審議を進めているわけですが、5月の段階ですが、このAタイプ、Bタイプ、Cタイプという形を若干変更して出しております。ホームページ等にも出ておりますので、先ほどのAタイプ、Bタイプ、Cタイプをそれに沿って報告させていただきます。

Aタイプの表現は、先ほどのときには「固定的に配置された教員が」云々という表現でしたが、「一人一人の児童に対して多くの時間を指導する特別支援教室の場合」という、要は言葉の定義でいうと、そのように中央教育審議会の方では若干かわってきてございます。

それからBタイプにつきましては、先ほどの表現で言いますと、「専門的な施設・設備を備え、固定的な指導と巡回指導を行う拠点的な特別支援教室」といっておりますが、5月17日の中央教育審議会の方では、「一人一人の児童に対して数時間の時間を指導する特別支援教室」と、細かい内容はそのほかにもあるのですが、そのような表現に表題としてはかわってきております。

それからCタイプにつきましては、「担当の教員が、週の必要な時間、巡回指導を行う特別支援教室」となっておりますが、「AタイプとBタイプの混合タイプ」と、言葉として若干動いております。

さらに、Aタイプについては、「従来の知的障害の児童・生徒を指導する教室を想定している」と、若干具体的な形にかえてございます。それからBタイプについては、「従来の言語障害、特殊学級、通級、指導教室や」と、現在の通級をモデルにした形も

少しずつ明確にさせていただきます。

このようにまとまった形で、国、都はまだ出してはおりませんが、中央教育審議会等、個々での動きが出てきております。

それでは、資料No. 3をごらんいただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、細かい資料で大変恐縮ですが、一番下に書いてありますように、「東京都特別支援教育推進計画」より抜粋いたしました。その「1 LD等を含め障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実」というところの(1)の「小・中学校における特別支援教育体制の整備」、読みにくくて恐縮ですが、さらにアの「特別支援教育体制モデル事業の実施(新)」、イの「副籍モデル事業の実施(再掲)(新)」という取り組みが計画の中にございます。

これを受けまして、資料No. 4をごらんいただきたいと思います。

今申し上げたアの部分が左でございます。イの部分が右でございます。「東京都教育委員会による特別支援教育体制・副籍モデル事業」、通称モデル事業と言われますが、一つのパイロット事業ということで既にスタートしている市がございます。そちらの事業を説明いたします。ですので、このモデル事業については、先ほどお示ししました東京都の計画に沿いながら既にスタートしているということでございます。

まず、左側でございます。特別支援教育体制モデル事業でございます。「国による法改正が行われ、特別支援教育が本格実施される際に、東京都として、ガイドライン等を作成していくことを含め、特別支援教育体制や特別支援教室の設置の在り方・形態等について、研究・検証する必要があるために、東京都教育委員会が実施するモデル事業」でございます。要は、まだ国の法改正が行われておりませんので若干の変更があることも含めながら、既にモデル事業として動き始めているということでございます。

そして、ごらんいただけるように、実施期間が平成16年度～平成18年度の3年間で、平成19年度から本格実施ということが今は言われておりますので、その前の3年間で行っておるということでございます。

実施自治体といたしまして、北区、八王子市、調布市、あきる野市の1区3市でスタートしてございます。

それで、小・中学校における特別支援教育体制の整備と特別支援教室での指導ということで、これは、これから各区市が行う、逆に言えばそれぞれの学校で行わなければならない体制づくりの基本的なモデルということでございます。

校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名ということが、大きく学校

でかわり合いの出るところかと思えます。また、校内委員会、特別支援教育コーディネーターというのは後ほど説明を申し上げますが、その二つが大きく取り組むべき内容としてモデル事業に組み込まれてございます。

それから、三番目においては特別支援教室での指導対象となる児童・生徒を判断するための仕組みなどの検討、一つの研究・検証でございます。

それから、巡回指導に必要な体制や制度の検証、こちらについても研究・検証でございます。

それに対して区市町村につきましては、校内体制の整備でございます。先ほどの特別支援コーディネーターの指導等も含めて行うということでございます。

ここで、先ほど申し上げました特別支援教育コーディネーター、それから校内委員会というものについて説明を若干申し上げたいと思えます。

まず、校内委員会の役割ということから説明を申し上げたいと思えます。校内委員会の役割といたしましては、LD等、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒をまず学校全体で考えていくシステムをつくる。その推進役となるのが校内委員会であると。要は、学校全体でそういう児童・生徒を支えていくシステムをつくるということでございます。そして、この校内委員会は特別な支援を必要とする児童・生徒について、その一人一人の教育的ニーズを計画的につくっていくということでございます。そして、この校内委員会の構成員といたしましては、校長、副校長はもちろんのこと、特別支援教育を研修していた主幹、主任、要は学校全体の中で進めていくという体制づくりでございます。

それでは、キーパーソンはいかなるものかということになりますが、それが先ほど申し上げた、2番目の特別支援教育コーディネーターになってございます。そして、この特別支援教育コーディネーターの具体的な役割といたしましては、先ほどの校内委員会を具体的に進めていく。それから、盲・ろう・養護、外部との調整とか、生徒・児童の個別支援計画を作成するというような役割を担っていくということでございます。

ですので、校内委員会という組織、それから特別支援教育コーディネーターという人、そういう体制の中でこれらの支援事業を進めていく。そのモデル事業が、先ほどの北区、八王子市、調布市、あきる野市で既にスタートしておるということがその内容でございます。

それでは、右側をごらんいただきたいと思えます。

副籍モデル事業でございます。「副籍モデル制度」となっておりますが、これにつ

いては、国における特別支援教育の検討には含まれていない東京都独自の事業でございます。

東京都といえば「副籍」といっておりますが、埼玉では「支援籍」、特別支援の支援を取って支援籍というように、これは国レベルの話ではなくて都道府県レベルの事業でございます。

ごらんいただけますように、盲・ろう・養護学校の児童・生徒は、原則として、全員居住する地域にある小・中学校に副次的に籍を持つようにする。そういう意味で「副籍」ということになってございます。そして、児童・生徒及び保護者の希望も踏まえながら、個別指導計画に基づいて、個に応じた交流活動を行うということで、先ほど申し上げたように東京都教育委員会が実施している、独自といいましょうか、モデル事業でございます。要は、地域の中でそういうお子様と同時に、皆様で協力体制を果たしていこうということでございます。

ですので、ごらんいただけますように下に方にございます区市町村教育委員会の役割の中には、当該児童・生徒の情報を学齢簿に記載等も含めてお互いの情報を密にしながら、ずれがないようにしながら進めていくということが、この副籍モデルの概要でございます。

これらが、現在モデル事業と称しておりますが、他市で進めていると同時に、今から説明を申し上げる西東京市においても、モデル事業という位置づけはしてございませんが、既に頭出しをしていることについてこれから説明を申し上げたいと思います。

それでは恐縮ですが、資料No. 5をごらんいただきたいと思います。

「西東京市における特別支援教育への取組みについて」でございます。まず区分けといたしましては、全般に関するもの、教員の資質・専門性の向上に関するもの、特別支援教育体制に関するもの、交流に関するもの、啓発に関するものの五つに分けてみました。

まず1番の方からでございますが、障害児教育検討懇談会の検討、本日皆様に御議論いただいて、私どもが説明を申し上げていることも一つの取組みということにさせていただきます。

それからもう一つ、一番下の5番をごらんください。

私どもの課で所管しているものでございますが、理解啓発資料の配布ということでございます。先ほど、一番最初の資料として用意いたしましたピンクの資料、ああいう資料を一般的な公報ということでお出し申し上げるということを全般的な取組みの一つ

として位置づけてございます。

それから2番から4番でございますが、こちらは指導課、どちらかというとならば教員関係の取り組みについて説明を申し上げます。

まず2番でございます。教員の資質・専門性の向上に関するもの。先ほどの特別支援教育コーディネーター、キーパーソンとなるコーディネーターの養成を既にスタートしてございます。中原小学校と心障学級担任教諭の派遣と研修終了後の各校代表者に対する伝達講習会の実施でございます。ですので、要請を受けたコーディネーター、研修生が。そのほかの学校についての研修を図っていくということになってございます。

それから、特別支援教育に関する研修会を実施してございます。例といたしましては、特別支援教育研修会、先ほどのモデル事業であるあきる野市を招聘いたしまして研修を行います。それから、保健主任研修会においても、大学教授による視点を持って特別支援教育の養護教育の役割ということで行っております。それから、教育相談研修についても、ごらんいただけるようなことです。

それからについては、小金井養護、小平養護、田無養護への本市の特別支援研修会の紹介等。それから、特別支援教育コーディネーターと私どもの指導主事との情報連携ということでございます。

それからも、ごらんいただけますような内容でございます。

それから3番でございます。特別支援教育コーディネーターの配置と校内委員会の設置でございます。ごらんいただけるように、既に3校、学校独自ではございますが設置という形になってございます。ただ、校内委員会もいろいろな形態がございまして、そこにごらんいただけるように、生活指導部会内に設けてもよろしいということになってございまして、現在はそのような位置づけになってございます。

それから交流については、小平養護との行事の案内等も含めて交流に向けていきたいと考えてございます。

一方的にどんどんしゃべってしまい恐縮ですが、一連の流れでございます。

事務局からは以上です。

座長：

今の御説明について御質問等ありましたらば、いかがでしょうか。

これは、御報告を伺うということでもよろしいんですね。

学務課長：

はい。

座長：

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

座長：

それでは、次へ移らせていただきます。

## 2. 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について

座長：

2番目の、「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について」に移らせていただきます。

それでは事務局の方から。

学務課長：

それでは、説明を申し上げます。

通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置についてでございます。お手元の資料No. 6とNo. 7でございます。

まず、資料No. 6をごらんいただきたいと思います。

左側に三つの箱がございますが、まず真ん中から説明を申し上げます。市長の政権公約(マニフェスト)でございます。「小学校の普通学級に通学する障がい(害)児の介助員設置」、期限は1年以内に実施します。財源といたしまして、臨時職員、嘱託職員、ごらんいただけるような内容でございます。手段といたしましては、ごらんいただけるように、町田市、日野市などが行っているような通年の学校生活への介助員云々でございます。

このマニフェストを受けまして、具体的に制度設計ということも含めて、きょう紹介の方々お話し申し上げたいと思います。今ごらんいただいている左側の上でございます。現在はどのようになっているかの説明となっております。西東京市の現状でございます。

ごらんいただけますように、日常的に介助を受けている肢体不自由児が、校内活動及び水泳指導に参加する際に保護者が介助員を設置した場合、下記金額を支給するということになってございます。ですので、現在行っている事業については肢体不自由児ということになってございます。そのような中で、校外活動の遠足と水泳指導のプールの事

業にこの制度を活用しているということでございます。ただ、この事業についての正式名は、少し小さい字で恐縮ですが、「地域協力者活用事業」ということこの事業ということでございますので、その事業の予算を使ってそれをやっているということが現状ということで報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、介助員設置についての当事業の具体的な内容に入る前に、最後の資料をごらんいただきたいと思っております。

資料No. 7でございます。「就学手続の流れ」ということで用意させていただきました。先ほどのAタイプ、Bタイプ、Cタイプとごらんいただいた形で、現在の状況は盲・ろう・養護学校と小・中学校、この二つの形でございます。

そして真ん中ほどに、「就学基準に該当する」、「就学基準に該当しない」というところがございます。「就学基準」という言葉がございまして、これは何を指しているかと申しますと、その下に「関係法令」とありますが、学校教育法施行令第22条の3というのがございます。これが、心身の故障の程度ということで、それぞれ視覚障害、聴覚障害と細かい規定がございまして、ですので、その規定に該当するというのが「就学基準に該当する」という言葉に置きかえられております。そして、その基準に該当しない、先ほど申し上げましたようにそれぞれの視覚障害、聴覚障害、知的障害云々にいわゆる該当しないということが「就学基準に該当しない」というふうに御理解いただきたいと思います。ですので、そういう意味では、青い部分が通常学級というふうに御理解いただければとは思っております。

それから、「就学基準に該当する」というところで斜め右下の方に、「認定就学者」という言葉がございまして、この「認定就学」という言葉については、現在当市にはございません。認定就学者という方は現在おりませんので、就学基準に該当する、該当しない、この二つの形しか現在はございませんということの説明を申し上げました。

それでは恐縮ですが、資料No. 6にお戻りください。

右側をごらんいただきたいと思っております。

町田市、日野市、練馬区の事例ということで紹介させていただきます。先ほどごらんいただきましたマニフェストの方で、「町田市、日野市などが行っているような」とございまして、ごらんのように町田市、日野市の事例を挙げさせていただきました。さらに、練馬区の事例を挙げさせていただいた点につきましては、一番直近にできた制度であるということと同時に、お隣であるという二つの点で練馬区を参考に載させていただきました。

それでは、右側の個々の説明に対比して左側の一番下をごらんいただきたいと思えます。「検討すべき課題」、それが(1)から(6)までございますが、この(1)から(6)までをそれぞれ決めることによって当市の制度設計になるということになるかと思えます。ただ、現在の段階ではまだそこまでいっておりませんので、まずこれらの課題を、先ほど申し上げました町田市、日野市、練馬区の例をとりまして説明させていただきたいと思っております。

それではまず、(1)対象者でございます。対象者につきましては、町田市は肢体不自由児、先ほどの西東京市の現状で今やっておるところで「肢体不自由児のみ」と申し上げましたが、同じように肢体不自由児のみ、あくまでも通常学級への限定ということでございます。それから日野市につきましては、肢体不自由児、多動、高機能自閉症、ADHD等と、かなり幅広い対応でございます。それから、練馬区の事例でございます。こちらは、「肢体不自由などにより移動が困難な場合」と要綱上はいいはありますが、実態としてLD、知的障害等も対処しているという、2段階とでも申しましょうか、そんな形で記してございます。

それから、(2)介助員の確保でございます。まず町田市は、市広報に募集記事を掲載ということでございます。それから日野市についても、市広報に掲載、近隣の大学に応募チラシを配布ということで、かなり幅広いPR活動をしてございます。それから練馬区でございます。原則として保護者が確保するが、学校長、教育委員会も確保に努める。募集は広報するが、保護者が探すケースが大半であるとなってございます。

おくれましたが、練馬区の場合、3番と4番という形で表示してございますが、4番の方を先に説明を申し上げますと、学級経営補助員ということで、本来これは学級崩壊に対応する制度と聞いてございます。学級崩壊ですので、どちらかといいますと中学校が多い、それも学校がこれはどうにもならないと判断をしたとき、校長が判断者となりまして制度を活用するという事業が4番でございますので、そういう意味では、今の説明で申しますと、どちらかといいますと3番が今回のテーマに沿うものではないかと思えます。ですので、3番についてだけ説明を申し上げたいと思えます。

それでは(3)設置日数時間数でございます。設置日数と時間数はどのようなものであるかということでございます。こちらについては、町田市は毎日、週30時間以内。ですので、1日6時間としますとフルタイムとなります。

(4)設置範囲については、町田市は、通常授業、プール授業、学校内の授業・行事、日帰り校外活動、宿泊を伴う校外活動(移動教室)とかなり幅広い。ただ、最初に申し

上げましたように肢体不自由児のみという限定はございます。それから日野市は、通常授業、学校内の授業・行事（運動会等）、ただしプール授業、日帰り、その他は別予算ですので、別の対応をしておるということでございます。それから練馬区でございます。通常授業、プール授業、学校内の授業、日帰り校外、こちら幅広い対応でございます。

それから（５）決定機関についてでございます。決定はどうするのかということでございますが、町田市については、学校長が要望し、教育長が決定するというもので、あくまでも学校長がという形になってございます。それから日野市でございます。保護者の希望により、ですので発信元は保護者ということもあるということです。それから、学校長から市教育委員会に要望書を提出する。そして、指導主事が実際に確認の上決定するという形になってございます。練馬区でございます。保護者が学校長を通じ教育長へ申請するという形になってございます。

それから（６）報償費、いわゆる予算でございますが、町田市は１時間当たり１，３００円、嘱託職員ですので当然町田市が行政的に予算を持っているということでございます。それから日野市についても、１時間９５０円、臨時職員、交通費あり、当然こちら予算化をしております。それから練馬区についても、１時間９３０円。

各市各様、数字についてはばらばらですが、同じように（７）予算も含めて予算化をしておるという体制でございます。

それから、先ほど練馬区のところで説明を落としましたが、練馬区の（３）設置日数時間数をごらんいただきたいと思います。

こちらについては、肢体不自由児の場合と知的障害の場合としてございますが、それ以外の場合と分けてございます。肢体不自由児の場合は４０日、知的障害の場合は２０日、これは年間でございます。ですから、年間が２００と称すれば２００分の４０、２００分の２０という形で１日の上限を小学校６時間、中学校７時間という制度にしております。

以上が、各市区の例をとりましてマニフェストに沿いまして説明を申し上げました。

以上です。

座長：

これも質問からお伺いしましょう。

委員：

町田市の事例の予算のところなんですが、町田市だけ平成１６年度の予算が挙げてあって、平成１７年度に関してはこの時点ではどうだったんですか。ほかは、みんな平成

17年度が事例として挙げられているんですけど、何か。

学務課長：

特別な事情はございません。私どもが調査をした段階で全部資料を整理したときに、時系列の中で確かにこのような差異は出てしまいましたけれども、特に意図はございません。

座長：

話の進め方ですが、事務局としては、きょうはどこまでこの会議で話を進めたらよろしいと思われているのでしょうか。

学務課長：

今座長から話しいただきましたので、まず特別支援については、ご報告を現状どのくらいの進捗状況かということも含めて報告させていただきました。それから、今のテーマについても、私どもが現在把握している他市区の例ということで報告をさせていただきました。

それで、御質問がございましたら、私どもがお答えいたします中で情報を得ていきたいと考えてございます。ですので、基本的にきょうの段階では報告ということでお考えいただいて結構かとは思います。

座長：

それでは、介助員の設置についてどういうふうにするかとか、どういう運びにするかということまできょうはいかないでよろしいですね。

学務課長：

はい。

ただ、今申し上げましたように私どもとしては報告ではございますが、それを含めまして御議論いただきまして、その後に逆に御質問をいただいておりますという方式かとは思いますが。

学校教育部長：

きょうは、委員の皆様にはぜひお集まりいただいておりますし、また傍聴の方もいらっしゃると思います。私どもがこれから制度設計をするに当たりまして、参考としているのは今お示ししているように町田市、日野市、練馬区の2市1区を参考にしながら進めているわけですが、忌憚のない御意見を委員の皆様には制度設計をする際に、「西東京市はこうあるべきではないでしょうか」とか、あるいは皆様がお持ちの御意見をきょうお聞かせいただければ、そういった御意見をいただきながら反映できるものは反映していき

たいと考えておりますので、これをごらんいただいて、御質問も結構ですし、もし御意見がございましたらぜひ伺いたいと思っております。

座長：

そうすると、既にイメージをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、イメージをつくりながら、あるいは御経験等があって、「こういうことが考えられる」とか、「こういう問題点がある」とか、そういうような御意見も入れて結構でございますから、御質問等をお願いします。

副座長：

市長さんの政権公約であるマニフェストの中に、「市民団体の試算によれば」の後に数字があるんですが、この場合にこの市民団体は、対象者といえますか、どの程度考えてこういう数字を出したかということは、難しいですか。

学務課長：

ここに、「20人の介助員」と書いてあります。ですから、一対一ならば20人ということになりましょうか。

副座長：

20人という数字から出た数字であって……

学務課長：

ただ、何分にも市民団体の試算ですので、私どももちょっと……。

副座長：

わかりません。

学務課長：

はい。ですので、ここはあくまでも類推です。

副座長：

わかりました。

委員：

町田市、日野市、練馬区の予算額を拝見しますと、町田市の場合は、小学校だけで1億2,000万円くらい、中学校は5,000万円くらいで、1億7,000万円ものたくさんの予算を計上している。日野市の場合ですと900万円。それから練馬区の場合ですと、小学校費で1,560万円、中学校費で450万円くらいということで、随分金額的には違いがあります。

それで、本市の小学校の通常の学級に在籍している障害があるお子さんのケースは何

件くらいあって、どういう障害の方がいらっやって、どんなニーズがあるのかわからないと、市がそこに割ける予算額というもの、まあ、これから考えていくんでしょうけど、そういうことの見当がつかないと、なかなか見えてこないなという感じなんでございます。

座長：

ほかに関連してございませんか。

校長先生の中に、他の区市からお出でになった方がいらっやって、そこでの御経験等で何か御発言ありませんか。それから、就学相談員の先生もほかの方での御経験もありでしょうから、そういうことも含めて今の御発言と関連させての御意見、御質問はありませんか。

委員：

予算の問題というのから見てみると、例えば町田市の場合はうちの市と違って、2校に1校くらいの心障学級があったりするようなお話を大分前に資料でたしかいただいたと思うんですね。例えばうちは小学校に関しても、今回、東小学校に知的の単独ができましたけれども、中原小学校も田無小学校も知的と情緒の両方が入っていますよね。そうじゃなくて一つだけというのも含めて、設置校としてはかなり多かったりするみたいだというふうな資料をいただいていたと思うんですよ。

ほかの市のことはわからないんですけども、1億円とかそういうのもそうなんですけど、子供たちがどのくらいいて、どのくらいのお金がかけているのかという、例えば心身障害教育にかかる予算が全体でどのくらいあって、介助員のお金がどのくらいあってとかというのが見えてこないと、やはりわからないのじゃないのかなと。高い、安いというのは、人数がたくさんいれば高くなるんだろうなというのはよくわかるんですけども、そのあたりがよくわからないのです。

あと、町田市の場合は、対象者が通常学級と固定と通級というのも書いてありますよね。こうすると、予算的にかなり違ってきますよね。実際にこの予算が通常学級に行っているお子さんのために使われているものがどのくらいかとみないと、下との比較が全然できないと思うので、そこら辺がよくわからないのです。

もう一つ、マニフェストというものがどういう位置づけなのかよくわからないんですよ。どうしてかという、前回のときに、「市長さんがかわってマニフェストが出ているので、そのあたりのことをよく相談してみないと、この問題がどういう問題まで含めて考えていらっやるのかわからない」というふうなお話をいただいているので、先

ほど副座長からのお話にもあった、どのくらいの想定で試算がどういうふうになっているかというの、御相談という変な言い方ですけども、お話をされているんじゃないかなというのが一つ。

それから、この間、車座集会、タウンミーティングみたいなのが何度かあって、私も一度出たんですが、教育に関してのことはマニフェストに関連していることは答えられるけれども、それ以外のことは答えられないようなお答え、「教育委員会の方へお伝えする」というお話をされているんですけども、こういう行政のことにふなれな一保護者としては、マニフェストに出ていることは絶対やるものだととるとか、どういうふうに委員としてこれを考えていけばいいのか教えていただきたいなと思ひまして。

もう一つ、西東京市の方向性として、どういう社会とか、どういうものを目指していくのかというふうなことを考えていけば、共生とかそういうことが出て、たしか障害者基本計画とかああいうところには出ていますし、平成17年度の教育目標にも出ていますよね。そういうことを含めれば、当然考えていかなければいけないことだと思ひ、その辺では多分一致すると思ひんですけども、予算とかがどういうふうなかわり方をしていくのかというのをもう少し教えていただいて、なおかつマニフェストというのをどういうふうにとらえていったらいいのかということを知りやすく説明していただけるとありがたいと思ひます。

座長：

ほかに御質問、御意見ありませんか。

学務課長：

もしよろしければ、一問一答の方がやりやすいような気がいたしますので。

座長：

わかりました。

それでは最初の御質問について。

学務課長：

まず、最初の委員からの御質問でございますが、私どもといたしましては、まず一年じゅうといいましょうか、オールデイつけている方は10名以内にとらえております。それから、さらにそれに近い方も含めて20名くらいと。ですので、先ほどのマニフェストの20という数字にも、ある意味では通ずるかなと。大体数字としては、その辺をとらえてございます。

次の委員からの御質問で、予算とマニフェストの件ですが、まず予算の方を申し上げ

ます。

予算については、町田市、日野市、練馬区、それぞれ違うのですが、そこに（７）ということで一つの例として載せてはみましたが、ごらんいただけますように左の検討すべき課題としては６番まででございます。ですので、基本的に（７）については通常学級、それから現在の固定通級も含めて、各市区のとらえ方によって数字として大分幅がある現状があります。それから、人数も違いますし、土壌も違うということで、一応説明をいたしました。私どもとしてはそれぞれが送ってきた数字を一つの参考として載せておりますので、ちょっと幅があるというふうに御理解いただきたいと思います。

ですので、制度として見る場合は、先ほどの検討すべき課題の（６）まででございますので、載せてからそういう説明を申し上げて恐縮ですが、（６）から上をごらんいただければ一つの制度としては御認識いただけるかと思えます。

予算については以上でございます。

学校教育部長：

２点目のマニフェスト、政権公約の位置づけという御質問だと思いますが、我々もいきなりマニフェストを体験いたしまして、市の行政の中で正式にどういう位置づけになるのか、正確にはお答えできない部分があります。

御承知のように、現在は西東京市を含め全国の自治体が計画行政ということで基本構想を定め、それぞれ基本計画、実施計画、こういった中・長期的な計画に基づいて事業を実施しているのが実態でございます。したがって、緊急度の高い事業は例外といたしまして、通常の事業であれば、まずその計画行政にのせることによって翌年度の予算が位置づけられる、これが通常の予算の仕組みと申しましょうか、事業実現の流れになっているわけです。

しかし、今回の政権公約につきましては、この位置づけは市長選の一候補として出された政権公約であるわけですが、これは当然選挙民の皆様にご約束事ということで、行政側としてもやはり計画と同じくらいの重みで受けとめております。それを御審議いただくのは、まさに議会での審議になっていくかと思えます。

そこで、先ほどタウンミーティングのお話でしたが、確かに教育委員会は、御承知のように独立の行政機関でございます。一方で、予算編成権は持ち得ておりません。いくら教育委員会がこれを実施したい、事業化したいという要望があっても、予算編成権は市長しかございませんので、市長がよしとしなければ実現は不可能でございます。

今回、マニフェストで、市長の西東京市のまちづくりあるいは住民サービスの一環の中にこの事業を位置づけられたということは、これは全体の予算がどうなのかということにもかかわってくるのですが、優先的に予算化していくおつもりではないでしょうか。その前提として、教育委員会独自の判断が、実施するかしないか、どの程度の事業規模にするのか、サービスの水準をどの程度にするのか、そういった事業の内容については教育委員会の中で、今回の件で申し上げれば皆様の御意見を聞きながら制度設計をして事業化していく、このような流れになっているかと思います。

このような説明でよろしいでしょうか。

委員：

先ほどの委員の意見と重複するかもしれないんですが、特別支援教育の御説明もいただいたんですけども、いただいた資料の中では、特別支援教育というのはAタイプ、Bタイプ、Cタイプと分れて事例として出されていますけれども、基本的な国の方向としては、籍は通常級にどの子も置くというのが前提だと思うんですね。

そうすると、そういう流れの中でこの介助員制度が入ってきた場合、介助員制度というものが独立したものでなくて、どの子も通常級に在籍するというのであれば対象者が当然広がるわけで、ここに「市民団体の試算によれば」という形では出ているんですが、全体を通して見ればどの子も対象になる話になってくるわけですね、対象者としては。たとえ、その親御さんが希望している云々にかかわらず、対象の枠としては、通常級に在籍する子供たちがAタイプ、Bタイプ、Cタイプに別れたとしても、どの子も通常級に当然在籍するわけで、そういう意味では、通常級にいる間に、例えば介助員がほしいとか、できれば介助員をつけていただきたいという保護者の要望がなきにしもあらずというか、当然いろいろな要望が保護者側から出てくると思うんですね。

そういう流れの中で、市長が出したこのマニフェストに沿って、これだけを独立したものとしてどういうふうに私たちはとらえて、ここで介助員制度を認める、認めないというお話というか、していていいものなのだろうかというか、ちょっと矛盾を感じるんですけれども。

座長：

今の御質問は、資料の何番と何番に基づいておっしゃっていますか。

委員：

資料は、今までいただいたこの特別支援教育……

座長：

資料の2と……。

委員：

介助員制度以外のものですね。

座長：

特に資料No. 2の2枚目の方ですね。

委員：

はい。2枚目の「特別支援教室とは何ですか」というところです。児童・生徒は通常級に在籍するということですよ。

そういう中で、市長さんが言われている公約の中では、介助員を要求されている方々の中には、当然通常級に在籍していてその中で介助員さんをできればつけてほしいというものなんですよ。そういうふうにとらえていいんですよ。

学務課長：

今のお話は、現状として通常学級にそういうお子様がいらっしゃるかどうかということでしょうか。

委員：

介助員制度というのは、資料No. 6「(4)設置範囲」の中で、通常授業とかプール授業とか、そういうふうに限定されていますよね。これは、基本的に通常級の中で、こういった支援が必要だ、欲しているということですよ、当然。

学務課長：

まず、「通常の学級に在籍する」という表題のごとく、今通常学級に在籍している障害のある児童への介助ですので、現在通常学級にそういう障害のある児童がいらっしゃると。その方に介助員をつけるという制度の説明でございます。

ですから、特別支援を横に置きまして、現状といたしましてそういう方がどのくらいいるのかというお話の中で、先ほど10とか20とかのお話を申し上げたのがその数字です。

委員：

これから、例えば予算づけ、市長に決定権があるというお話で、その予算がつけばこれが始まると思うんですけども、その中で特別支援教育の流れも当然一緒に動いているわけで、その中にはやっぱり特別支援教育の趣旨というか、基本的には全体の子供たち、障害のある子も、当然籍は通常級に置くという国の方針は特に変わっていないわけですよ。中央教育審議会の中でも、それだけは根底に置いて多分中間まとめとか報告

が出ていると思うんですけれども。

そういった流れと並行して、今ここで話している内容はこの範囲でしか話せないと思うんですけれども、これから行く先々の流れとしては、当然、特別支援教育のことも含めて、やはりこの介助員制度のことも念頭に置きながら話をしていかないとだめなのではないでしょうかというふうにお尋ねしているんですが。全く別物として、この介助員制度は介助員制度という形で話し合いをしていくということなんですか。

学校教育部長：

もうひとつ御質問の趣旨が明らかに伝わってこないのですが、例えば通常学級に在籍する障害をお持ちのお子様に対する介助員につきましては、先ほど就学指導の流れの中で説明いたしましたように、前提としては現行の学校教育法の中では、日常的にも介助員を必要とするというお方は西東京市の学校にはいらっしゃらないというお話を先ほど申しましたが、学校教育法の中ではあり得ない。あるのは、固定級と通級、こういう方はそれぞれ10名で1クラスとか8名で1クラスとか、固定級とか通級とかで学級編制方針がございます。そういう通常学級と違う学級編制はありますけれども、前提としては今の就学の制度の流れの中には障害をお持ちの、例えば重度の方が学校にいらっしゃることは前提としていないのです。

しかしながら、現実としては、何らかの事情で地域の学校でお過ごしになりたいというお方が、先ほどお話いたしましたように市内には10名とか20名とかいらっしゃいます。

特別支援教育でも、今後この介助員制度が明らかになっていくのか、位置づけされていくのか、私どもはもう少し先へいってみたいとわからないのですが、かといって、特別支援教育の全容が明らかになり、事業化されるまで、今のまま待っているわけにはいかないということで市長のマニフェストに位置づけされ、来年度に向けて事業化ができるのかどうかということを教育委員会で検討しているわけです。

今まで、この懇談会で御議論していただいた通級の設置、固定級の設置、あるいはこれから難聴であるとか、まだ幾つかの固定級、通級が必要であろうというのも、現在実現化していくことが将来的に、平成19年度施行と言われていますが、そこへ特別支援教育が実現される際に、今やっていることは決してむだではない、そこへ移行する際には西東京市のかなりの資源となっていくだろうという位置づけであります。

したがいまして、今回の介助員につきましても、同じような位置づけでマニフェストに極力、教育委員会でもこたえていきたいということで御議論をお願いしているという

ことで、御質問の趣旨はそういうことではないかと思ひまして答弁させていただきました。

座長：

よろしいでしょうか。

委員：

はい。

座長：

ほかにいかがでしょうか。

委員：

「小学校の」という形で学校が限定されているのは、中学はないということなんですよ。小学校だけということ考えて。

座長：

事務局からお話があるのは、マニフェストは小学校だけれども、きょうお話が出ているのは小学校に限っておっしゃっているわけじゃありませんよね。

委員：

「資源として」というふうなことを考えると、要するに進め方として「こういう意見もある」、「ああいう意見もある」というのがあれば、ここでどんどん申し上げた方が要望があるというふうに考えた方がよろしいんですか。

学務課長：

最初に申し上げましたように、あくまでもマニフェストということの基本にとらえておりますので、やはりこの限定と御理解をいただければと思います。

座長：

その辺はよろしいでしょうか。よろしいというのは、こちら側の認識として、事務局から提案といいますか、検討すべき課題が資料No. 6に(1)から(6)まで出ておりますが、それはマニフェストに基づいた検討すべき課題、こういうことですね。そういうふうにとらえるということですね。

学務課長：

はい。

座長：

そうしますと、今お話があったようなことについて次回から検討していくことにするというを決めるということが一つあると思いますが、そういうことでよろしゅうご

ございますか。

事務局としては、これを次回から検討するというをここで決めなければいけないということですか。

学務課長：

先ほど学校教育部長が申し上げたように、本日は「私どもの報告」というふうに私の方からは話してはしまいましたけれども、具体的には、御意見をいただいてという話が本日の第7回ですが。

座長：

はい。

学務課長：

その後については、私どもの方としてはもしもお願いできれば、第8回は利用団体、それから委員の皆様と懇談の場を設けていただければ、幅広い御意見もいただけようかと考えておりますが。

座長：

そうすると、今後検討を続けていくということと、それから事務局としては、次回はそういう御要望等もあるので、この懇談会がそういう方の御意見を交えながら検討していくということで進める、それでよろしいかということを皆様にお聞きすればいいですね。

学務課長：

はい。やはり、いろいろな御意見をいただきまして、先ほど申し上げましたように皆様の御意見が既にきょう幾つかありまして、さらに御利用者の御意見を伺いまして、そのときに皆様も御一緒にお話をいただく中でいろいろな御意見をいただきたいと考えてございます。

今のお話ですが、設置要綱に戻らせていただきますが、一応会議といたしまして、「懇談会は必要があると認めるときは関係者または職員の質疑、資料の提出を求めることができる」ということの項目によりまして議決をお願い申し上げたいと思います。それで、10月のときには、今の御意見をいろいろとそしゃくしながら、たたき台とでも称しましょうか、そういうものをお見せさせていただきながら御議論をいただきたいと思っております。

座長：

そうすると、事務局の方でたたき台のようなものを次にお持ちいただけると。

学務課長：

はい。

座長：

ちょっと整理いたしますと、今回はきょうお話に出たことについて事務局よりたたき台のようなものを出していただいて検討する、その検討をする際に利用者というか、そういう方々からの御意見も私どもと交えながら検討する、そういうことの会にしますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

そうしますと、議題2はそれでいいということになりましょうか。

学務課長：

今、議決をいただきましたので、大変恐縮ですが事務的には会場を押さえてございまして、相前後はいたしますが、会場の都合ということで御理解いただきながら10月4日を予定してございます。

座長：

今回は10月4日。

学務課長：

はい。2時から防災センター6階にある会場を予定してございます。

座長：

あわせて、そのことも御承知おきいただきたいと思います。

委員：

よくわからないんですけども、戻って申しわけないんですが、例えばこの検討すべき課題の(1)対象者、「肢体不自由児の他に、知的障害児及び発達障害児(LD、ADHD、高機能自閉症)等も含めるか」というのも、一個人としてはなかなか言えないような気がするので、そういった意味で座談会を設けているいろいろな方に意見を聞くということなんですか。

学務課長：

そういう意味で、先ほど申し上げたように、まず一つたたき台を設けさせていただいて、幅広い御意見というお話を申し上げました。ですので、あくまでたたき台ですから、皆様の御意見をそこに加味して、当然市の財政も懐ぐあいもそこに加味して、そういう総合的なことを考慮いたしまして制度設計を図りたいということでございます。

話を飛ばして恐縮ですが、10月4日につきましては、市報を通じましてまた広報してみたいと思います。きょうは8月19日ですからかなり後になってございますが、そういう意味で市報等の締め切りも含めましてちょっとお時間をいただきながら10月4日を設定させていただいたという実情でございます。

座長：

よろしゅうございますか。

委員：

先ほど、「利用者の方々の御意見」とか「幅広い御意見」とおっしゃられて、それで市報でも告知をされるわけですよ。そうした場合には、どういう方を呼ばれるというか、形で想定されるんですか。

検討すべき課題の(1)対象者の中には、いろいろな形の障害が出ていると思うんですけども、それは最初から含めるということで。今の利用者じゃなくて、今後利用する可能性のある対象者ということで呼びかけをするんですか。

学務課長：

今はまだ制度ができておりませんので、「利用者」という言葉が的確かどうかはわかりません。ですので、対象といたしましては、「こういう制度を今考えている」というふうな表題を出しながらお呼びいたしますので、逆にそれを見ていただいた方々が、障害があったり、御事情があったり、単に行政の状況を見たい方もいらっしゃるでしょう、そういった幅広い方々にお出でいただこうかと考えております。

委員：

「通常学級における介助員制度に関して」、そんなような題というんでしょうか、形で呼びかけをするというか、告知をするわけですよ。

学務課長：

はい。あくまでも、この懇談会の中で委員の皆様とという話でしていきたいと思っています。

委員：

これまでも「ヒアリングをしてほしい」とか、ずっと言っていたにもかかわらず、その件に関しては全く何の反応も示していただけなかったのに、何でここで、こういう形で、介助員制度に関してだけ一気に事が運ぶのか、ちょっと疑問なんですね。それは、不満とかということではなくて、既に設定されたような形で出てくるというのが。

私は、何度か「ヒアリング」とか「ほかの保護者の話も聞いてもらいたい」というこ

とを申し上げていたと思うんですね。今回、どのような形で告知をして、呼び出すのかがちょっと不明だったので、かなり狭めた形での告知の仕方をされるのか、それとも、そうじゃないのかということをお伺いしたかったんです。

学務課長：

今までのヒアリングというのは、このテーマでの……

委員：

「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員制度の設置について」ということではなく、これの問題の前に、私は養護学校から西東京市の心障学級に来て、別の委員は小学校から中学校の心障学級です。

だから、立場が違う子供の保護者がもっとほかにもいっぱいいるから、情緒障害の通級学級の設置に関してとかも私たちにはわからないことがあるから、声を聞いてもらいたいというか、ほかの委員の方たちにもお話を聞いていただきたいし、出していただければ、そういう聞く機会を私たちも欲しいというふうなことを何度か申し上げていたかと思うんですけども。

委員：

関連してですが、私たちの立場としては当然心障からの保護者として出ているので、例えば通級を望んでいる保護者の方や、肢体不自由児学級、難聴学級とか、これから学級としてぜひつくっていただきたいという保護者の意見の方は、この介助員だけではなくて、当然いるわけなんですね。

私たちも、この懇談会に意見として何か持っていきたいということで、市内に在住している、養護学校に行っている方とか、通常級にしながら通級に通っている保護者の方とか、当然通常級の方にも声がけておりますけれども、そういう方たちに声がけて、その方たちの欲しているものを聞きながら私たちもこの場に臨んでいるわけで、この意見交換がなされるんだとしたらば、当然今まで通級を望んでいられる、陳情なんかも出ていますよね。陳情が出ていたにもかかわらず、前回はその話はもうその時点で終わってしまったような印象があるんですね。

でも、やっぱりそういう方々の保護者の方に見てみたら、そのことに関しては、これからは課題としてどんどん話し合っていたきたいという思いは当然皆さんそれぞれ持っていていらっしゃるわけで、このヒアリングをなされるんだとしたら、当然市内のいろいろな部署にいらっしゃる保護者の方をお招きしてヒアリングをするべきではないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

学校教育部長：

端的に言いまして、「なぜ今になってヒアリングなんだ」と、「障害をお持ちの方と懇談を開くのか」ということかと思いますが、この問題につきましては、御承知のとおり過去から3回ほど議会でも陳情採択にもかかわらず、実現の道は閉ざされていたといいますが、そういうのが現状でした。

しかし、先ほどからお話ししているようにマニフェストとして市民の皆様にご公約されているということで、教育委員会としては先ほどから予算の話をしていただいておりますが、予算化の道が開けた、したがって具体化できるルートができ上がったから今回対象とされる保護者の皆様と意見交換会をしたいということです。

従前は、やらないというスタンスでありました、確かに。したがって、やらないことに対してヒアリングすることが果たしてどうなんだろうということで恐らくやってこなかった経過があるかと思いますが、今回は少なくとも坂口市長体制になりまして、市民の皆様にご公約しているわけですので、具体化の道が開かれましたのでそういう懇談会で意見を聞く会を設けさせていただいたということが一つです。

それと、当事者の皆様の御意見を広くお聞きするということが、特定の団体にお声かけすることによって、声がかからなかった場合のこと、あるいはすべての団体を私どもは承知しているわけではありません。したがって、今回は介助員制度に関心のある方、あるいは意見のある方、広範に呼びかけをするということでございます。

座長：

いかがですか。

委員：

やっぱり納得がいかないんですが。

委員：

介助員制度に興味のある方が来場を設けるということでよろしいわけですね。

学校教育部長：

そうです。意見交換……

委員：

どうであれ、「通常学級における介助員制度」というタイトルでよろしいわけですね。

学校教育部長：

はい。

委員：

だから、その中で例えば対象者があれもこれも、全部含めてみたいな形で出たとしても、それは全く問題ないということですよ。特別支援教育が始まるからみんな入ってしまえみたいな話にたとえなっても、というふうに解釈すればよろしいわけですよ。

学校教育部長：

御意見を伺う会になると思いますので、そこには当然どういうガイドラインで制度を立ち上げるのかというたたき台が必要であると思いますので、たたき台をお示ししながら御意見を伺いたいと思います。

したがいまして、今回は一種の市民参加条例ではございませんが、この中の一環として、市民の皆様、関係者の御意見を伺う場としたいということが一つです。

それと、先ほどからお話ししているように、この問題については教育委員会としてのスタンスでお話しております。今後、平成18年度の予算編成になった際に、これは市長部局の議論になるかと思いますが、私どもは先ほどから申し上げているように今年度検討し、来年の実施に向けて現在作業を進めているわけですが、ここでこういうお話をしたからといって必ず予算化されるという保証はありませんので、そのあたりだけは御理解いただきたいと思います。あくまでも教育委員会としてのスタンスでお話しているだけでございます。

委員：

もう一つ質問させてください。

行政に関して素人なのでこんな質問をしてはいけないのかもしれないんですけども、この制度は教育委員会の予算でやらなければならないものなんですか。そうじゃないところではできないものなんですか。これは絶対教育委員会の予算でやるべきものなのか、それともそうじゃないところでもできるものなのか、そこを教えていただきたいのです。

学校教育部長：

実は、地方自治体の予算といいますのは、地方自治法の施行令で決まっております、款項目といいます、例えば議会費から始まりまして、総務費、衛生費、福祉費であるとか、10款ほど款が設けられております。その中に教育費というのがございまして、ここにしか位置づけられないのです。学校教育にかかわる経費は、10款の教育費に位置づけられます。

したがいまして、これを例えば福祉の位置づけで福祉費に位置づけるというのは非常に難しい。なぜかといいますと、学校運営のために使う経費ですから教育費に位置づけ

る。したがって、教育委員会の所管事項でありますから、教育委員会が事業の、専門的には市長部局へ予算の申し出をするというのですが、教育委員会でこういう事業をやりたい、については予算をつけてくださいという、そういう市長部局と教育委員会との関係になります。

座長：

いいですね、それは。

委員：

はい。

委員：

検討すべき課題の中で、「(5) 決定機関について」というところで、「申請により、介助員設置を決定するにあたり、決定機関を設置することについての検討」とあるんですけれども、実際に町田市とか日野市の例があるんですけれども、例に沿ってでもいいんですが、もうちょっと具体的に教えていただけるとありがたいんですけれども。

学務課長：

決定手続きの件ですが、まず町田市では決定手続きは「学校長が要望し、教育長が決定する」ということで、教育長が決定権者となっております。それから、日野市は指導主事が決定をします。

要は、教育長も一人の人間ととらえれば、一人の人間が最終決定をするという意味での単体の位置なのです。それに比べて合議体、例えば公聴会とか、そういう専門的な知識とか組織とか、そういう合議体で決定するところもございます。ですので、そういう意味です。

委員：

決定に関連してですが、板橋区と江戸川区は、担当指導主事に電話をしておりました。指導主事が実際に現場に来てお子様を見ていきまして、我々としては役所にはいろいろな部局がありますが、担当指導主事にお電話するという事は非常にやりやすかったですね。担当ですので、担当指導主事の動き身軽でしたので、実際見に来ていただけるということで、合議制もいいでしょうけれども、指導部の中にそういう担当を設けていただいて、ここにも載っていますけれども。

そういうことで、やはり緊急性もあつたり、現場をしっかりと見ながら、なおかつ予算の枠がありますので、十分に担当指導主事が勘案していました。ですから、要望どおりにはなりませんでした。その中では見えませんが、そういう形で現場としては受け

とめていましたし、対応をしていただいていたました。

以上です。

座長：

ありがとうございます。

それでは、10月4日に第8回を防災センターで2時から行うということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは議題2を終わらせていただきます。

### 3. その他

座長：

それでは、3.その他に移らせていただきます。

委員：

中学校なんですけれども、小学校の方には心障の固定と通級がとりあえずでき上がりましたので、前回その話をしている中で、中学校の方の固定についての話も継続審議をしてほしいという、たしか話を載せたと思います。

今のこの時期ですので、予算の検討等についてはちょっと苦しいのかなと思っておりますけれども、やっぱりこの会でその部分についても検討していただけるようにぜひ希望をしておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

座長：

いかがでしょう。中学校についても、前年度そういう話が出ましたよね。

学務課長：

昨年度に、既に小学校の通級と中学校の固定については、この委員会で合意形成をいただいております。今年度予算で、そのうちの小学校の方の通級は予算化の動きが取れましたけれども、中学校の固定については合意形成はいただいていたのですが、今年度予算では用意ができなかったということになりますと、平成18年度予算の方に今の段階ではのせるつもりではあります。ただ、財政逼迫の折から、どういう御判断がということではありますが、その予定ではあります。

以上です。

委員：

ありがとうございます。

座長：

事務局からは、その他についてはありますか。

学務課長：

特に私どもで用意しているものはございませんが。

委員：

これからの日程のことで、第8回は10月4日と今決まったところなんですけれども、来年度の予算措置にしていくには、どこら辺でこの制度設計ができて、市長部局の方へ上げればいいのかという見通しをお話しいただければと思います。

学務課長：

一般的な予算計上につきましては、10月から11月と考えてございます。

委員：

そうすると、10月4日の懇談会はぎりぎりの日程になると。

学校教育部長：

予算編成の時期の問題かと思いますが、最終的には12月末から年明けくらいが最終の数字を固める時期になっておりますが、基本的に10月から11月にかけて予算要求をします。したがって、その段階でおおむねの数字が、制度の概要、予算額がともに固まっていれば、予算要求することは可能であります。その後、例えば10月下旬にもう一度懇談会を開かせていただいて、再度内容を詰めるとか、そういうことにつきましては可能です。

委員：

これからの流れとして、今とりあえず今まで挙げられた課題について検討懇談会が第1回目から行われていたんですけども、この検討懇談会自体は、今後の予定としてはどういう流れで、特別支援教育に向けてこれからもっと具体的に話し合う機関として成り立っていくのか、それとも新たな機関を設けて今後の教育に関して話し合われていくのか、わかるのであればそういうものを具体的に教えていただきたいと思ひますし、もしそういう機関を設けるのであれば、もうちょっと具体的な現場の声、教員の方々の御意見も含めて、やはりもっと意見交換が活発にできるような機関として設けていただきたいという希望があります。

今後の流れとしては、どういうふうになるのかというところがわかれば教えていただ

きたいと思います。

学務課長：

昨年7月に中間報告をいただいているかと思います。そのときに、三つのテーマ、国、都の特別支援の流れとか、それから先ほどもお話がありました心身障害学級の新設・増設とか、それからその他の検討ということで、これも一つのきょうのテーマである障害児の介助というように、大きく分けて三つあったかと思います。

ですので、基本的に中間答申で、ある意味ではとまっておりますので、それを踏まえてその三つの項目をもう少し進めながら、ただ特別支援がまだはっきり見えていませんので、それにあわせながら御議論をいただいでいこうとは考えております。

それからもう一つ、ほかの組織というのは今のところ想定はございません。

委員：

今後ともこの懇談会としては、継続して続いていくと考えていていいということですか。

学務課長：

はい。まだ中間報告しかいただいでいませんので。

委員：

スケジュールに関連してちょっと聞いておかなければいけないかなと思うんですが、資料No. 6の左下に「検討すべき課題」というのが書かれているということは、この会が検討する必要があるということで多分明記されていると思っていたのですが、このことに関してどれということではなく、ああいうこと、ああいうことというのが出ていた中でたたき台ができて、次の第8回のときにその適否も含めて関係の方に来ていただいて、現実可能なものにどんどん近づけるという順番かなと思っていたんですが、今回はこの課題の(1)から(6)について特段意見を求めなくてもよろしいんですか。この会では出さなくてもよろしいんですか。

座長：

ということでしたよね。次にもうちょっと形になったものを出していただいて……

委員：

ですから、出たものについて意見を言えばいいという手順でよろしいんですか。

座長：

はい。

委員：

わかりました。

学校教育部長：

実は、きょう設定いたしましたのは、今御質問があった趣旨で会を開かせていただいたわけですが、唐突といたしますか、なかなか難しい問題もあるのかなということで、具体的な御意見はそれほどいただかなかったわけです。

事務局も、それなりにたたき台をつくっている最中でございますので、できればきょう御意見が幾つか出れば、それを踏まえてたたき台に反映させようかなという意図はあったのですが、もしこれ以上御意見がなければ、現在事務局で進めているたたき台に、もう少し肉づけしたものを次回お示ししようかなと思っております。

それに基づいて、再度委員の皆様御意見、あるいは市民の皆様御意見をお聞きしたいという予定でございます。

委員：

先ほども申し上げたんですけれども、一市民として参加していると、やっぱりこの検討すべき課題というのをここに来ていきなり出されても何もわからないんです。こちらにいらっしゃる先生方は実際にかかわっていて、何が必要であるかとか、現場で一番御存じの方々ですよね。そういう方々と、今までの会議の中で意見交換が全くされないで、いつもこの文書だけ読み上げられても、実際ここに参加して自分が何をしたいのかわからないです。

やっぱり自分もプールの介助員とかを経験しながら感じていることがあって、こういうことをもっと自由にここで言えないと、この会議の場が生きていけないんじゃないかなといつも思いながら参加しているんですけれども、いかがでしょうか。

委員：

この検討懇談会の流れを先ほど聞いたのは、やっぱりそういうところで、例えば利用団体の意見を聞く前にそのたたき台ができてしまうというのが基本的に私の疑問に感じるところで、普通はやはりいろいろな利用者の方の意見を聞いて、その中で私たちも、それを具体的に進めていいものなのか、それとも、もう少し検討する必要があるのかというところの意見を出して、その中でたたき台ができ上がって、それがまたさらにこの検討懇談会とか教育委員会の方でも話し合われて、こなれて、そういう答申ができるというようなイメージがあるんですけれども、どうしてもこの場にいると、それが全く逆の形で動いているような気がして。

だから今御意見が出されたように、私たちは障害児の親なんですけれども、実際にお

持ちでない保護者の方にとってみたら、これを見ただけで何をどう言っているのか全くわからないというのは当然だと思うし、やはり先ほど言った特定の利用団体の方たちだけのヒアリングを行うということ自体も、私にとっては理解が、なぜそこだけ、市長がマニフェストに上げたからそこだけが取り上げられて、そういうヒアリングが可能になったのかなということを考えてしまったりもするので、やはり流れとして、この検討懇談会での私たち委員の意見というものが本当にすくい上げられて、たたき台ができていくのかというところが、非常に疑問が残るところなんですけれども。

次回、必ずそのたたき台の中で話し合わなければいけないのでしょうか。

学校教育部長：

どういふものをたたき台というのか、いろいろな考え方があろうかと思いますが、そういう意味もありまして、実はきょうこちらに検討すべき事項ということで6項目を挙げまして、他市区ではどうやっているのか、それと比較するために三つの事例を出したわけです。

対象者が、町田市、日野市、練馬区、それぞれ違いがあります。西東京市としてはどうなのかということで、こちらに肢体不自由児のほかに発達障害あるいは学習障害等も含めるのかどうか、ここらを検討していきたいという意味で実は6項目出させていただいたということです。

先ほどたたき台ということでお話をさせていただきましたが、こういった話を制度設計につなげる際には、何らかの形の、案までいかないにしても、例えばこの6項目について、「こういうたたき台でいかがでしょうか」というのがなければ前へ議論が進まないのかなと。現実に、きょう何もお示ししなかったらお話しいただけませんでした、御意見は。

したがいまして、西東京市バージョンのたたき台を出すことによって議論がもう少し膨らむのかなという趣旨で、先ほど来からたたき台を次回お示ししたいというお話を申し上げているところであります。

委員：

大変申しわけないんですけれども、きょういただいた資料をこの場で見せていただいただけで答えが出るんだったら話は早いと思います。校長先生とか教育委員会の方々はわかりになるかもしれません。要するに、市民の委員を入れているという意味は、どこにあるんですか。私たちはきょうここに来て、「これを読んで話をしろ」と言われて、「この検討すべき課題を書かなかったら意見は出なかった」と言われて、ばかにするの

も甚だしいと思います。非常に失礼な言い方かもしれませんが。

私は、今回の日にちに関しても再三そちらに問い合わせしました。そのときにも、「資料がとおりになるならば読みたいので前もってください」とまで言っておきました。変な言い方ですけど、そんなに頭はよくないですから、30分前だろうが1時間前だろうが、この場に来て、この資料を読んだだけではわかりません、申しわけないですが。こういうようなやり方をされるならば、こういうことができる委員を選んでください。市民の参加を求めて、ここまでのものをしていかなければならないならば、前もって資料を出してください。

10月4日ともう決まっていますよね。ここにいる委員の予定とか全くなして10月4日と決めていますよね。今まですべてそうじゃないですか。「会場の都合、きょうの日付を取るのも広報に出さなければいけないから何日前に出さなければいけない」とか言いながら、前回2月25日にやってからきょうは何日たっていますか。

2月25日にやった会議の会議録をいただいたときに、「早くやってくださいね、次は」、市長のマニフェストに関しても、「聞いておく」と言ったから待ってたけど、とても素人な委員で申しわけないんですが、聞いておくようなお話だったのでお話をいただけるものだと思ってきました。でも、何もありません。教育長さんがかわっても、もちろん何もありませんけれども。

ですから、そのあたりで、先生方、関係者の方はおわかりなのかもしれません。でも、私個人にしてみたら、きょうこの場に来て、この資料をいただいて読みこなして、私の場合は、子供が知的障害、自閉もありますから、国の中央教育審議会とかは全部読んでいます、一応。それでも、西東京市に関してのことはわかりません。資料をいただいたのはきょうですよ。「ここで、何も書いていなかったら出ませんでした」という御発言は取り下げてください。

前もってそこまで予定を決めていらっしゃるならば、「こういう形で予定を決めているのでここで出したい」、そういうことをもったいぶらずに先に言ってください。そうすれば、もっと意見は出たと思います。予定が全然わからないのに、どういふ意見の出し方があるんでしょうか。

うちの子供はもう今中学3年です。ですから、この会が長引けば西東京市の教育とは何ら関係なくなってしまう、学校教育に関しては。ですから、そのあたりのことも含めて、予定のこともわからない中で後から後から出されてきて、気がついたらたたき台にのっていたという、そのままいくのかという不安があるので、何度も何度もお伺いして

います。

先ほどの御発言だけは取り消していただきたいです。

学校教育部長：

資料等ここで御意見を求めた件ですが、確かに言われるとおりかと思われま。次回、10月4日につきましては、かなりの制度設計になりますので実質的な御議論をいただく場になりますので、あらかじめ委員の皆様にはお手元にお配りいたしまして、御意見をまとめていただきたいと思います。

学務課長：

それから、資料につきましては、確かに、これだけの膨大な量で恐縮ですが、きょうのきょうで大変失礼に当たりました。事前にお渡し申し上げるように次回からは予定いたします。

座長：

要望等がありますか。

委員：

基本的にヒアリングというのがどういうものを指すかよくわからないんですけども、もう少し懇談する場、ほかの方に来ていただくことも必要かもしれませんが、先生方ともほとんど話ができていないしという状態を私はよしとできません。

基本的なところで、いろいろな学校のお話も伺いながらできていくものだと思いましたが、すごく難しい話ばかりでよくわからない状態のままにいるということは、市民の委員が出ていること自体がむだになってしまうような気がいたします。ですので、できるだけ公開というのは変な言い方ですけども、それで話ができればいいかなと思うのと、学校の先生方には大変申しわけないかもしれないんですけども、障害を持つ子供の親は、子供が学校に行っているときが一番暇 - 暇というのは、仕事をされている方ももちろんいますから失礼ですが、夫婦のどちらかが休みを取ってきたりとか、支援費を使って預けなければならない状態になりますので、それがなるたけないような形でできて、例えば多くの方々に来ていただきたいならば土曜日にやっていただくということも含めて、開催に関しては考えていただければと思います。

以上です。

委員：

同じようなことなんですけれども、結局ここで皆さんとの意見交換がされていないという意味では、皆様が学校でいろいろと抱えている問題ですとか、感じていらっしゃる

ことを、私たちが第三者をここに迎え入れるのではなくて、ここでもっと議論されないと、本当に何を西東京市が求めていかななくてはいけないのかというものが実際に見えてこない。私はわからない状態でいつもいます。

これだけの先生方が実際にいらっしゃるんですから、とにかくもっと生きた意見交換ができると、西東京市の抱えるものが明確に出てくるんじゃないかいつも思いながらいます。

もしかしたら、校長会では話されていて決まっているけれども、形式的だけのこの会なのかないつも感じながらここにいるんですね。ですから、このまま終わってしまうのは本当に残念だと思いますから、次からはもっともっと皆さんと生きた意見交換ができるように進めていただきたいなと思います。

委員：

次回、利用団体の方を含めて意見交換なさるというお話なんですけれども、できれば利用する側の方だけではなくて、例えばそれを介助している方の御意見とか、それを受け入れている教室の子供たちの保護者の方とか、要するに介助員をつけたときの状態が私たちにわかるというか、具体的にどこによさがあって、どこに問題点があるのかというのが明確にわかるような、そういうようなことに私たちが出ている意味があると思うんですね。

例えば私たちが実際に行われている現場を見学するとか、そういうことだって可能じゃないかなと思うし、実際に目で見て、どういうことがなされているのかとか、子供たちの表情はどうかとか、通常級の子供たちがやっている授業の中で、実際に介助員をつけている子供たちがどういう授業をしているのかとか、そういうことも全くわからないままで次回、いいところだけが目立ちがちなんですけれども、やはり盲点の部分も多分あると思うんですね。そういうところもやはり、明確に出していけるような実のある懇談会として、できれば開催していほしいということを希望しています。

座長：

要望ですね。

委員：

はい。

座長：

ほかにありませんか。

それでは、いろいろと問題点があったようですが、今後この要望を生かしながら進め

ていきたいと思います。

委員：

田無第一中学校からお話があった中学校の固定級のことなんですけど、今回出なかったということは、もし実現するとしたら一番早くいったとして、例えば新しくどこかの学校に設置されるとしたら、予算が通るとは限らないのはもちろんそうなんですけど、予算を出すとも限らないわけですから、一番早く実現するとしたら何年くらいですか。

学務課長：

先ほど申し上げましたように、懇談会での合意済みでございますので、平成18年度予算に予算要求します。そして順当にそれこそいくと、平成19年度開設という段取りになります。

委員：

それが一番早いわけですね。

学務課長：

はい。

委員：

それよりも先には絶対できないんですね。その辺がよくわからないんですが。

というのは、この会が一番最初に始まったときに、「早く出せ、早く出せ」と言っていた小学校の学級のあれが「6月とか7月とか」と言ったのと同じで、今年度それができなかったから平成19年度ということになるわけですね。

学務課長：

はい。

委員：

わかりました。ありがとうございました。

閉 会

座長：

それでは、第7回西東京市障害児教育検討懇談会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時02分 閉会